



2026年7月9日(木)

小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

ポイントを再確認！ 「適格返還請求書」とは

インボイス導入当初、混乱しましたが…

インボイス制度導入当初、「振込手数料」の取扱いで混乱がありました。買手が代金から手数料を差引くと税務上「売上値引」となり、売手は買手に「返還インボイス（適格返還請求書）」の発行が必要となります。経理現場では「数百円のために書類発行か」と騒然となりましたが、令和5年度改正で「1万円未満の対価の返還」は返還インボイス交付が免除され、沈静化しました。

返還インボイスの記載事項を再チェック！

とはいえ、卸売業やメーカーなどリベートのやり取りが頻繁にある会社では、「返還インボイス（適格返還請求書）」の重要性は変わりません。次のような取引は、消費税法上「売上げに係る対価の返還等」とされ、売手側は「返還インボイス」を発行しなければなりません（この書類がないと、売上返還等に係る税額控除ができません）。

＜売上げに係る対価の返還等＞

売上返品、売上値引き、売上割戻し（リベート）、売上割引、販売奨励金（販売高・販売数量に応ずるもの）など

返還インボイスには、次の5項目を記載することが法定されています。しっかりと確認しておきましょう。

＜適格返還請求書の記載事項＞

- ① 登録番号・発行者氏名
- ② 次の取引年月日
イ 売上返還等を行う年月日
ロ 売上返還等の基となった課税取引を行った年月日（返還対象の取引日）
- ③ 売上返還等の基となる課税取引の内容（軽減税率の対象課税資産の譲渡等である場合には、その旨）
- ④ 返還等の税抜価額（又は税込価額）を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 返還等の金額に係る消費税額等（又は適用税率）

この書類は、②ロの「返還対象の取引日」を明記することが特徴です（「〇月売上分」のように一定期間の記載でも構いません）。

書類発行の押し付け合い!?

この書類は売手側（卸業者やメーカー）に発行義務がありますが、リベート計算は買手側（小売店等）が行うことが多いようです。そのため、当事者間では「どちらが書類を作るのか」となりがちです。実務では、買手側が「支払通知書（仕入明細書）」に返還の内容を記載し、売手側に確認・承認してもらう運用も浸透しつつあります。



リベートの処理は
デリケートで苦労
が多いですね。